

令和8年4月28日

保護者各位

教育指導部教育指導課長
大平 達也

「子どもたちのよりよい成長」のために（通知）

児童・生徒の安全確保について、保護者・地域の皆様のご理解とご協力に心から感謝いたします。昨今、小中学校において、登下校中の事故や学校管理外でのトラブルが増加している現状があります。教育基本法では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」との記載があります。学校は、「子どもたちのよりよい成長」のために、保護者・地域の皆様との連携に努めております。教育指導課といたしましては、「学校の役割と責任」とはどのようなものを保護者様に改めてご確認いただきますことにより、保護者と学校との共通認識のもと、児童・生徒に関する様々な問題の未然防止、早期対応につなげていきたいと考えております。

児童・生徒の安全確保を第一に考え、下記のとおり、保護者、地域の皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 児童・生徒の安全確保について

- (1) 登下校や放課後の公園等での児童・生徒の安全は、一般的には学校が責任を負うものではなく、保護者・地域社会・学校の連携のもとで安全を確保するものになりますので、**ご家庭でも、学校外での安全（例えば、登下校時に使用する道路の確認や放課後の公園等での過ごし方など）について、お子様と話す機会を設けていただきますようお願いいたします。**なにとぞご留意いただきますようお願いいたします。
- (2) **放課後・休日など学校外での児童・生徒間のトラブルは、学校では把握しえない場合がありますので、まずご家庭での児童・生徒に対するご指導をお願いいたします。**学校において児童・生徒間のトラブルを認識した場合には、ご家庭との協力のもと注意・指導をまいります。
- (3) 「ネット上のいじめやトラブル」を防止するため、学校でも日頃から生徒・児童に対する情報モラルに関する指導を行っておりますが、オンラインゲームやLINE等、**SNSに関する児童・生徒間トラブルは、学校では把握することが難しいため、インターネットを使うことを許可しているご家庭では、フィルタリングの活用やSNS等を利用する際のルールやマナーについて話し合うなどの対処をお願いいたします。**なお、学校が貸与しているタブレット端末を使用した学校外のネットトラブルやいじめ事案を発見した場合には、学校において適切に対応します。
- (4) **放課後・休日等、学校外において児童・生徒の非行を発見した場合は、警察署への相談をお願いいたします。**非行事案は少年法に基づく対応が必要となります。
- (5) **通学路で不審者を発見した場合は、警察（110番）に通報をお願いいたします。**

2 留意事項

本通知の趣旨は、あくまでも**児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送るために、いじめやトラブルの未然防止や早期対応など、学校として最も重要な事柄に力を入れていきたい**というものです。学校は、教育機関であると同時に、保護者の皆様にとって最も身近な教育相談機関でもあります。保護者の皆様にご協力をいただくことで、ご家庭から寄せられる教員にしか対応できないご相談に対する時間を生み出していきたいと考えております。

3 参考法令等

(1) 民法（第820条）

親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

(2) 教育基本法（平成18年法律第120号）

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるため、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(3) 学校保健安全法

第27条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する**通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導**、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第30条（地域の関係機関等との連携）

学校においては、**児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。**

(4) いじめ防止対策推進法

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、**学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。**

4 問い合わせ先

教育指導課 電話（3880）5974

以上